

電子マニフェスト普及促進事業費

180百万円(200百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムにおいて、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図るとともに、普及啓発を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) 電子マニフェスト普及促進プランの策定等

電子マニフェストの利用割合の中長期的目標を設定し、この目標を達成するために、利用者の業種・規模別に必要な導入促進方策等の検討を行う。また、普及状況を踏まえて、促進方策等を見直す。

(2) 電子マニフェストシステムの改造

電子マニフェストシステムの高速化・大容量化を行い、利用者にとっての使い勝手を良くするため、インターネットを利用したシステムを構築する。

(3) 普及啓発事業

電子マニフェストの普及促進を図るための、利用者別のビデオや冊子を作成するとともに、自治体の協力を得て一斉キャンペーンを実施し、計画的に普及啓発を図る。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

マニフェストとは

産業廃棄物の発生、運搬、処分の流れを排出事業者により自己管理させる目的で導入された。紙マニフェスト又は電子マニフェストにより、排出事業者が運搬・処分の完了を確認行政が事後的に産業廃棄物の流れを監視できる。

➡ 不適正処理の防止に効果的

電子マニフェスト

紙マニフェストに比した利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

普及状況

マニフェストの使用は年間4～5千万件。
うち、電子化比率2%
(15年度実績)
ハウスメーカー、大手製造業者、全国チェーンのリース業等で最近急速に普及

義務化の問題点

数的に多い中小・零細の排出事業者は、事業者ごとの排出量やマニフェストの使用件数は多くないため、電子マニフェストの普及が進んでいない。
排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者がすべて紙マニフェストによる社内管理体制を電子化対応に切り替える必要がある。

普及拡大

目標(平成20年度末における産業廃棄物量を30%以上)

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、キャンペーン等)